裁判の迅速化に係る検証に関する検討会(第43回)開催結果概要

1 日時

平成24年1月27日(金)午前10時から午後零時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

(委員, 敬称略•五十音順)

井堀利宏,甲斐哲彦,近藤宏子,酒巻匡,仙田満,高橋宏志〔座長〕,中尾正信,二島豊太,野間万友美,水野美鈴,山本和彦

(事務総局)

小林宏司審議官,小野寺真也総務局第一課長,本田能久総務局参事官,朝倉佳秀民事局第一・三課長,河本雅也刑事局第一・三課長,

春名茂行政局第一・三課長、浅香竜太家庭局第一課長

4 進行

(1) 第4回報告書に関する反響等

小林審議官から、昨年8月下旬に、第4回報告書を受けて研究者及び実務家による座談会が開催され、その結果が、ジュリストに昨年11月1日号(1432号)から4号連続で掲載されたこと、昨年10月31日に、公益財団法人日弁連法務研究財団と東京弁護士会の共催で第4回報告書を受けてパネルディスカッションが開かれ、その結果が、春頃、判例タイムズに掲載される予定であること、日本司法書士連合会及び東京青年司法書士協議会からそれぞれ第4回報告書に対する意見書が提出されたこと、社団法人日本建築学会発行の「建築雑誌」に日本建築学会司法支援建築会議設立10周年記念として建築紛争や建築訴訟に関する記事が全12回で連載されたことが紹介された。

(2) ヒアリング

ア 高齢化の現状等及び高齢社会対策の基本的枠組みについて

内閣府の原口剛・共生社会政策統括官付参事官(高齢社会対策担当)から, 高齢化の現状等及び高齢社会対策の基本的枠組みについて説明された。

具体的には、高齢化の現状等に関しては、①高齢化の状況として、高齢化率(65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合)は、平成22年には約23%であったが、約50年後には40%に達する見通しであること等、②高齢者の家族と世帯の状況として、高齢者のうち一人暮らしの者の占める割合が増加傾向にあること、③高齢者の健康・福祉の状況として、認知症を有する高齢者は、平成42年には10%以上に増加する見込みであり、主な介護者は、同居の親族であること等、④高齢者の経済状況として、高齢者の所得格差は、他の年齢階層と比べて大きいこと等、⑤高齢者の就業状況として、60歳代の就業率は、男性では半数を超えていること等、⑥高齢者の社会参加活動の状況として、NPO活動等への関心は高まっているものの、実際に活動している人は多くないこと等、⑦生活環境の状況として、一人暮らし世帯の高齢者は、他の世帯と比較して近所付き合いが少ないこと等、⑧高齢者についての国際比較として、日本の高齢者は、アメリカ等に比べて親族を中心に人間関係を構築していること等について、統計資料に基づき、説明された。

高齢社会対策の基本的枠組みに関しては、政府は、平成13年に、高齢社会対策基本法に基づき、中長期にわたる基本的かつ総合的な指針として高齢社会対策大綱を閣議決定し、これに基づき高齢社会対策を推進していること、同大綱には、今後増加が見込まれる認知症高齢者に対し、権利擁護を含め、支援対策を充実させる旨も記載されていることについて、説明された。

次いで、委員から、同じ「高齢者」であっても、74歳までの前期高齢者と75歳以上の後期高齢者とでは実態に大きな違いがあると思われるので、 年齢層を細かく分けて統計調査し、その結果を施策に反映させることを検討してもよいのではないか、高齢者の経験や知見を活かした社会参加を促進する方策を検討してもいいのではないかとの指摘がされた。これらの指摘につ いて、原口参事官からは、年齢層ごとにきめ細やかな統計調査を行った上で、その結果を諸施策に反映させることや、高齢者の社会参加を促進する方策を検討することについては、重要であると認識しており、新しい高齢社会対策大綱の案の作成に資するため開催している「高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会」においても、有識者による議論が行われているとの回答がされた。

イ 家族についての規範及び実態としての家族の在り方について

渡辺秀樹・慶應義塾大学文学部教授(大学院社会学研究科委員長)から、

家族規範及び実態としての家族の在り方について説明された。

具体的には、家族規範に関しては、①独立行政法人国立女性教育会館が平成18年に公表した「将来子どもにして欲しくない家庭生活像」に関するアンケート結果は、家族規範の指標となり得るところ、同結果から読み取れる家族規範について国際比較すると、例えば、未婚で子供を持つことについて、スウェーデンやフランスでは許容する人が多いのに対して、日本や韓国ではこれを許容しない人が多いなど、家族規範の在り方は国によっても多様であること、②大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所が平成12年に公表した「他人の子供を養子にするか」に関するアンケート結果では、肯定的に答えた日本人が昭和28年から平成10年までの45年間に74%から22%まで減少しており、家制度を重視する規範が弱まり、血縁を重視する規範が強まっていると考えられること等について、説明された。

実態としての家族の在り方に関しては、婚外子の割合について、昭和35年から平成17年までの45年間で、アメリカでは約5%が約40%になるなど複数の国で激増しているのに対して、日本では約1%が約2%に微増したにとどまること等について、複数の統計資料を示しながら、説明された。

その上で、日本においては、異なる家族規範を有する人々の間で、相互の 理解不足により問題が生じることがあると考えられること、また、家族の接 触時間の少なさにみられるように、家族の機能が低いのではないかと思われ、これが家族間の紛争を含む様々な問題を発生させる要因の一つであると考えられること等が説明された。

次いで、委員から、日本における家族規範と家族法制との間にずれはないのか、ずれがあるとすれば、それが紛争に影響を与えていないかについて質問された。これに対して、渡辺教授からは、家族に関する諸規範には、制度との間にずれがあるものもあり、そのずれによって紛争を含む様々な問題が発生していると思われる旨、近時、妊娠後結婚が増加しているが、このことは、人々が婚前の性交渉に寛容になったことの表れとみることができる一方で、妊娠判明後に婚姻がされるのは、子は婚姻後の男女間に出生すべきとの嫡出規範が根強く存在することの表れとみることもできる旨の回答がされた。

また、委員から、家族規範及び家族の在り方に変化が生じる原因について 質問された。これに対して、渡辺教授からは、家族規範は、家族法制や経済 情勢等、様々なものの影響を受けて変化し、それにつれて実態としての家族 の在り方も変化していく旨の回答がされた。

さらに、委員から、家族観が多様な国での紛争解決方法について質問され、これに対して、渡辺教授からは、例えば、アメリカでは、家族問題を取り扱うファミリーカウンセラーの役割が大きく、日本においても社会全体としての紛争解決手段の構築が課題である旨の回答がされた。

* ヒアリング後、原口参事官及び渡辺教授は退席された。

(3) 意見交換

ア 社会的要因の検証に際し素材とする紛争類型について

(高橋座長)

○ 前回の検討会において、第5クールでは、多様な紛争類型の中でも特に 様々な社会的要因の影響を受けやすいものを幾つか素材にしながら議論を 進めることとされた。そこで、本日は、検証の素材とすべき紛争類型につ いて、事務局の考えを聴いた上で、意見交換することとしたい。

(小林審議官)

○ 事務局において、前回の検討会での御議論を踏まえ、第5クールで検証 の素材とする紛争類型について検討した。様々な社会的要因が絡み合い、また、これまでの迅速化検証において特に長期化しがちな事件類型として 個別に検証がされてきた事件類型として、民事紛争については医事紛争や 建築紛争が、家事事件については遺産分割事件が、それぞれ考えられる。 これらについて、具体的に取り上げることが考えられる社会的要因や検討 の手法等についての事務局案を、担当局から説明する。

(7) 医事紛争等について

朝倉民事局第一課長から、医事紛争は、事故予防に関する各種取組や医療ADR、さらには、医師損害賠償責任保険等の保険制度の動向といった社会的要因の影響を強く受ける事件類型であり、これまでの迅速化検証でも、審理期間が長期化しやすい事件類型として個別に検証を続けてきたという経緯をも踏まえ、社会的要因の検証に際し素材とする紛争類型として、民事紛争のうち医事紛争を取り上げ、①医療事故の予防、②事故の発生、③事故の紛争化、④裁判外での紛争解決の各局面を念頭に置きつつ、同紛争を適正迅速に解決する上でどのような社会的要因がボトルネックとなっており、それについてどのような対応策が考えられるかを検討することが考えられる旨、説明された。

その上で、同課長から、具体的には、主に医事紛争自体の総量や動向に関する社会的要因としては、保険制度の動向や医療事故の予防及び紛争化の防止を目的とした医療機関内部の取組を、また、主に裁判事件となる医事紛争の総量や動向に関する社会的要因としては、医療ADRや医事紛争に関する弁護士の関わり及びコストの動向等を、それぞれ取り上げることが考えられる旨、説明された。

検討の手法については、統計データの分析や各種文献等の調査、医療ADRの担当者や弁護士等の専門家からのヒアリングや国内実情調査に加え、我が国の状況を客観的に分析するためには、諸外国との対比の視点も重要であることから、米国及び欧州を対象として事務局等による海外実情調査を行うことが考えられる旨、説明された。また、民事局が事務局を務めている最高裁判所医事関係訴訟委員会において、医療ADRの現状及び課題というテーマで、医療ADRに関する意見交換会を行うことが予定されているところ、その内容は、検討会で取り上げる内容とも深く関連するものと考えられることから、同意見交換会の結果を、検討会の中で紹介し、議論の参考にしていただくことが考えられる旨、述べられた。

さらに、前回の検討会の中でも御意見を頂いたとおり、建築紛争は、 保険やADRの動向等とも深く関係し、裁判の適正・充実・迅速化に影響を与える社会的要因を検討する上で素材とするにふさわしい事件類型であると考えられること等から、医事紛争に加えて、建築紛争も検討の素材として取り上げることとし、医事紛争を検討する際に問題となる社会的要因のうち建築紛争においても関連するものを中心に検討を進めることが考えられる旨、説明された。

(中尾委員)

○ 医事紛争に関する社会的要因として、弁護士の関わりやコストの動 向を取り上げたのは、どのような問題意識からか。

(朝倉民事局第一課長)

○ 医事紛争は、専門的で複雑であるため、紛争の発生から訴訟の終了に至るまで、関与する弁護士の数や関わり方は、重要な意味を持つと思われる。また、医事紛争全体の中で、どのような医事紛争の当事者が、どの程度の割合で弁護士に相談しているのか、弁護士にどのよう

な手続を依頼しているのか、どの程度のコストが必要になるのかということは、紛争解決の過程において無視できない要素と思われる。これらの社会的要因の検証に当たっては、今後、手法や視点について御意見を伺い、より適切なものにしていきたい。

(高橋座長)

○ 医事紛争について、当事者間の交渉や訴訟ではなく、調査を専門と する弁護士がいると聞いたことがある。このように、医事紛争におけ る弁護士の関わり方には様々な形態があり、興味深い。

(山本委員)

○ 医事紛争において、患者側は原因究明を強く求めており、医事紛争の初期段階における原因究明システムの構築は重要である。院内事故調査の態勢は整備されてきてはいるが、小規模な病院では困難であるし、そもそも医療機関側による調査では患者側が信頼しないという問題もあり、第三者的・客観的なものとして医療事故の調査の仕組みを構築する必要があるのではないか。

厚生労働省や医師会の取組を把握しつつ、医療事故の調査及び分析が、医事紛争の予防及び解決にどのような影響を与えるかについて検討することが考えられる。

(朝倉民事局第一課長)

○ 御指摘のとおりであり、その点については、医事関係訴訟委員会でも、場合によりヒアリングすることを検討している。同委員会と本検討会で重複しないように工夫しつつ、限られた時間の中で幅広く検討していきたい。

(水野委員)

○ 私が修習生の時代には、医事紛争についての依頼を引き受ける弁護 士は少なかったが、現在はそうではないと聞いている。また、患者側 は、かつては医療機関側の行為に疑問を抱いてもそのままにしていたことが多かったが、最近では紛争を表面化させるようになってきたのではないか。このように、法曹人口の増加や患者の意識の変化は、医事紛争の増加に影響を与えていると考えられる。

○ 産科無過失補償制度が医事紛争の予防及び解決に与える影響も興味深い。近時、産科医が減少しており、それによる緊急時のたらい回し等の悪循環が生じているとも聞く。これを断ち切るために、社会として、医事紛争の発生及び解決の仕組みを適切に構築することが必要であろう。

医療ADRも、適切に機能すれば、患者側にとっても医療機関側にとっても望ましい解決が期待できる。

(仙田委員)

○ 建築関係訴訟については、医事関係訴訟に比べて専門部が設置されている裁判所の数が少ないので、態勢面の充実を検討することも考えられるのではないか。

(朝倉民事局第一課長)

○ 態勢面における施策を検討していた第4クールとは異なり、第5クールでは主に社会的要因を検証する予定であるので、御指摘の点は、 迅速化検証とは別に、裁判所として適切に検討してまいりたい。

(甲斐委員)

○ 建築関係訴訟は、契約の成否、請負代金の支払、瑕疵の有無等、問題となる点が幅広く、必ずしも専門的知見が必要ではない事件も一定数存在するように思われる。それに対して、医事関係訴訟は、専門的知見が必要となる事件が多い。建築関係訴訟と医事関係訴訟とで専門部の数に相違があるのは、そのような事情も関係しているのではないか。

(二島委員)

○ 専門的な紛争の解決は、地域により差異があると考えられる。例えば、地方部で医事紛争をどのように解決しているのかについては、興味深い問題である。

(イ) 遺産分割事件について

浅香家庭局第一課長から、遺産分割事件は、家事紛争の中でも、特に高齢化や家族関係の変化、遺言や任意後見の普及度といった社会的要因の影響を受けやすいと考えられることに加え、新受事件が増加していることや、第4クールまでの迅速化検証において長期化しやすい事件類型として個別に検証を続けてきたことをも考慮すると、社会的要因の検証に際し素材とする紛争類型として、家事事件については遺産分割事件を取り上げることが考えられる旨、説明された。

その上で、同課長から、具体的には、主に遺産紛争自体の総量や動向に関する社会的要因については、遺産紛争を増加又は複雑化させ得る要因として、高齢化、家族関係及び相続や家制度についての意識の動向に着目することが考えられる旨、遺産紛争の予防に関する要因として、遺言の普及、遺言信託の利用の動向、財産管理契約や後見制度の普及等が考えられる旨、成年後見制度については、前回の検討会における御議論を踏まえると、個別にトピックスとして取り上げることも考えられる旨、説明された。

次に、主に裁判事件となる遺産分割事件の総量や動向に関する社会的要因については、遺産紛争の当事者の意識・期待や、遺産紛争を解決するための広義のADRが考えられる旨、説明された。

検討の手法としては、統計データの分析や各種文献等の調査、高齢者 問題や家族問題に取り組む行政機関や民間の専門家からのヒアリングや 国内実情調査に加え、我が国の状況を客観的に分析するためには、諸外 国との対比の視点も重要であることから、米国及び欧州を対象として事務局等による海外実情調査を行うことが考えられる旨、説明された。

(二島委員)

○ 成年被後見人の財産管理がどの程度適切に行われているのか、それが相続にどのような影響を与えているかについて検討することも考えられるのではないか。掘り下げた分析を行うことは困難かもしれないが、成年後見制度については、少なくともトピックスとして取り上げることが望ましい。

(山本委員)

○ 法テラスの電話相談の内容別統計において、相続及び遺言に関する 相談は3番目に多く、この紛争分野において、法テラスは大きな役割 を果たしているといえる。遺産紛争が、同電話相談を含む広義のAD Rでどのように解決されているかについて、検討することが考えられ る。

(浅香家庭局第一課長)

○ 事務局としても、法テラスと家庭裁判所との連携等について、実情 を伺うなどして検討することを考えている。

(酒巻委員)

○ 医事紛争等及び遺産分割事件のいずれについても、「紛争の総量」という表現が用いられているが、「総量」という用語は、相談機関を含む何らかの紛争解決機関に認知された紛争を意味するのか。内容については全く異論がないが、検証結果を公表するに際しては、「総量」という用語を用いるかどうかについて、再度検討してはいかがか。

(小林審議官)

○ 確かに、刑事分野では、警察等に認知されていない犯罪の件数である「暗数」と、警察等に認知された犯罪の件数である「認知件数」と

を厳密に区別して用いているので、検証結果を公表するに際しては、 「総量」の定義や表現ぶりについて、御指摘も踏まえて検討したい。

(井堀委員)

○ 遺産には不動産等の実物資産と現金等の金融資産があるが、このような遺産の種類の違いが遺産紛争にどの程度影響を与えているかについて検討することも考えられる。

(浅香家庭局第一課長)

○ 御指摘を参考に検討したい。

(水野委員)

○ 遺産が不動産である場合には、相続時には登記名義を変更せず、その後何らかの必要に迫られるまで変更しない傾向にある。このような傾向が、遺産紛争が発生した際に、相続人の追跡を困難にし、長期化や複雑化を招いているのではないか。このように、不動産の相続に特有の問題があることも考えられる。

(中尾委員)

○ 遺言については、紛争の予防に役立つ場合もあろうが、逆に、遺言が不完全であったり、被相続人の意思能力に疑問があったりすることにより、遺言の存在が紛争を誘発することもあり得るので、そのような視点からも検討することが考えられる。

(浅香家庭局第一課長)

○ 現在のところ、そのような問題が発生しにくいと考えられる公正証書遺言による紛争予防について調査及び検討することを考えている。

(二島委員)

○ 遺言書の作成過程や、被相続人が生前に遺言書を作成したことを相 続人に対して明らかにするか否かといった事情も、遺言による紛争の 誘発に関連している可能性がある。

(高橋座長)

○ 遺産紛争への弁護士の関与は、難しい問題であるが、その他の社会 的要因について調査及び検討する過程で、触れることになるのではな いか。

(浅香家庭局第一課長)

- 遺産分割事件に特化したADRは、まだ余り利用されていないようであるが、弁護士会のADRにおいても、遺産分割事件が取り扱われていると考えられるので、このような観点から、弁護士の関わりを検討することも考えられる。
- イ ヒアリング及び海外実情調査の結果について

本田総務局参事官から、ADR全般、筆界特定制度及び日弁連のADRへの取組等のヒアリング並びにフランス及びドイツの海外実情調査の結果概要について報告された。

(4) 今後の予定について

次回の検討会までの間に、国内実情調査を複数回実施する予定であることが確認された。

また、次回の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第44回 平成24年3月19日(月)午後3時から

(以 上)